

平成 24 年 7 月 12 日

各 位

会社名	株 式 会 社 ウ ッ ド ワ ン
代表者名	代 表 取 締 役 中 本 祐 昌 (コード番号 7898 東証、大証第1部)
問合せ先	取 締 役 総 務 人 事 部 長 澤 井 誠 (TEL 0829-32-3333)

ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ

当社は、平成24年6月27日開催の定時株主総会において承認されました会社法第236条、第238条および第239条の規定による新株予約権の発行について、平成24年7月12日開催の取締役会において下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

なお、新株予約権の行使価額につきましては、平成24年7月27日に確定いたしますので、確定次第お知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役および執行役員の業績向上に対する意欲や士気をより一層高め、長期的な業績向上を図ることを目的とする。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数

当社取締役 7 名 94 個

執行役員 6 名 6 個

(2) 新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権 1 個当たりの新株予約権の目的である株式の種類および数(以下「目的株式数」という。)は、当社普通株式 1,000 株とする。なお、新株を発行せず自己株式を代用する予定である。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により目的株式数を調整する。

調整後目的株式数＝調整前目的株式数×株式分割または株式併合の割合

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第 180 条第 2 項第 2 号の日以降、適用されるものとする。当社による合併、会社分割、株式の無償割当て等目的株式数の調整を必要とする場合には、当社取締役会は、合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、目的株式数につき合理的な調整を行うことができる。

(3) 新株予約権の総数 100 個

(4) 新株予約権の払込金額またはその算定方法

無償(新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。)

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法

①新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭に限る。)の価額は、当該時点における目的株式数 1 株当たりの払込価額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額

とする。行使価額は、新株予約権を発行する日（「新株予約権の割当日」をいう。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。ただし、当該金額が新株予約権発行の日（「新株予約権の割当日」をいう。）の当社普通株式の普通取引の終値（取引が成立しない場合はその前日の終値）を下回る場合は、当該終値とする。

- ②新株予約権の発行後に当社が株式分割または株式併合を行う場合には、当社は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の割合}}$$

また、新株予約権の発行後に当社が時価を下回る金額で新株を発行または自己株式を処分する場合には、（新株予約権行使の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生ずる 1 円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{ 株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1 株当たり払込金額」を「1 株当たり処分金額」と読み替える。さらに新株予約権の発行後に、当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合には、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

- (6) 新株予約権の権利行使期間

平成 26 年 7 月 28 日から平成 33 年 6 月 30 日までとする。

- (7) 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社取締役、執行役員又は従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了による退任、定年による退職、その他これに準ずる正当な理由により、当社取締役会が承認した場合は、この限りではない。
- ②新株予約権者が死亡した場合は、相続人 1 名に限り、新株予約権を相続し行使することができる。
- ③新株予約権の質入れは認めない。
- ④各新株予約権の一部行使はできないものとする。

- (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

- ①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の額（1 円未満の端数は切り上げる。）とする。
- ②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

- (9) 新株予約権の取得に関する事項

- ①当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が当社株主総会または取締役会で承認された場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、新株予約権全てを無償で取得することができる。

②新株予約権が行使される前に、上記(7)に定める新株予約権の行使条件を充足しないことが確定した場合には、当社は、当社取締役会において別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

(11) 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

①当社は、当社を消滅会社とする合併、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以下、総称して「合併等」という。）を行う場合において、合併等の効力発生時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対して、それぞれ合併後存続する株式会社もしくは合併により設立する株式会社、吸収分割承継株式会社、新設分割設立株式会社、株式交換完全親会社または株式移転設立完全親会社（以下、総称して「存続会社等」という。）の新株予約権を次号の条件に従い交付することができる。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、存続会社等は新株予約権を新たに交付するものとする。ただし、次号の条件に従い、存続会社等の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約もしくは新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画（以下「合併契約等」という。）において定めた場合に限るものとする。

②前号の場合における新株予約権の交付の条件は以下のとおりとする。

(a) 交付される存続会社等の新株予約権（以下「承継新株予約権」という。）の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数の承継新株予約権を交付する。

(b) 承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数

交付時の承継新株予約権の目的である存続会社等の普通株式の数（以下「承継目的株式数」という。）は、次の算式により算出される。

$$\text{承継目的株式数} = \frac{\text{合併等の効力発生直前における目的株式数}}{\text{数}} \times \text{合併契約等に定める当社株式1株に対する存続会社等の株式の割当ての比率（以下「割当比率」という。）}$$

ただし、存続会社等が株式分割または株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継目的株式数を調整する。

$$\text{調整後承継目的株式数} = \text{調整前承継目的株式数} \times \text{株式分割または株式併合の割合}$$

かかる調整は、株式分割の場合は、株式分割に係る基準日の翌日以降、株式併合の場合は、会社法第180条第2項第2号の日以降、適用されるものとする。存続会社等による合併、会社分割、株式の無償割当て等承継目的株式数の調整を必要とする場合には、存続会社等の取締役会は合併、会社分割、株式の無償割当ての条件等を勘案のうえ、承継目的株式数につき、合理的な調整を行うことができる。

(c) 承継新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

承継新株予約権の行使に際して出資される財産（金銭に限る。）の価額は、当該時点における承継目的株式数1株当たりの払込価額（以下「承継行使価額」という。）に承継目的株式数を乗じた金額とし、承継行使価額は、次の算式により算出され、その結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{承継行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

ただし、承継新株予約権の発行後に存続会社等が株式分割または株式併合を行う場合には、存続会社等は次の算式により承継行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げる。

$$\text{調整後承継行使価額} = \text{調整前承継行使価額} \times \frac{1}{\text{株式分割または株式併合の割合}}$$

(d) 承継新株予約権を行使することができる期間

平成26年7月28日と合併等の効力発生日のうちいずれか遅い日から平成33年6月30日までとする。

(e) 承継新株予約権の行使の条件

- ①承継新株予約権の質入れは認めない。
- ②各承継新株予約権の一部行使はできないものとする。
- ③その他承継新株予約権の行使の条件は、合併契約等に定めるところによる。

(f) 承継新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- ①承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の額(1円未満の端数は切り上げる。)とする。
- ②承継新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、①に定める資本金等増加限度額から、①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(g) 承継新株予約権の取得条項

- ①存続会社等が消滅会社となる合併契約または存続会社等が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が存続会社等の株主総会または取締役会で承認された場合には、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権全てを無償で取得することができる。
- ②承継新株予約権が行使される前に、上記(e)に定める承継新株予約権の行使の条件を充足しないことが確定したときは、存続会社等は、存続会社等の取締役会において別途決定する日において、承継新株予約権を無償で取得することができる。

(h) 承継新株予約権の譲渡制限

譲渡による承継新株予約権の取得については、存続会社等の取締役会の承認を要する。

(12) 新株予約権の割当日 平成24年7月27日

(13) 新株予約権証券を発行する場合の取扱い
新株予約権証券を発行しない。

【ご参考】

- (1) 定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成24年5月28日
- (2) 定時株主総会決議日 平成24年6月27日

以 上